

第1回鎌ヶ谷市コミュニティバス「ききょう号」運賃協議部会(東線・東線2)
議題について

議題(1)鎌ヶ谷市コミュニティバス「ききょう号」運賃協議部会運営規程(案)について

(事務局)

「資料3-1を用いて説明」

鎌ヶ谷市コミュニティバス「ききょう号」運賃協議部会は東線・東線2、南線、西線・西線2の3つの部会に分かれています。こちらの運営規程(案)は3つの部会に共通するものとして、3つの部会で合意を得たいと思います。

簡単に概要を説明させていただきます。

第2条に所掌事務を示しております。部会名にありますとおり、ききょう号の運賃を協議することですが、本部会のような運賃協議部会において、軽微な事案は会議の開催を必要としないため、ただし書以降に軽微な事案を列挙させていただいております。こちらに該当した場合には、部会は開催しないものとさせていただきます。

次に、第4条では部会長を置くこと、第5条では会議のルール、原則公開とすること、第6条では部会の協議結果を地域公共交通活性化協議会に報告することを示しています。

第7条では報酬を示しており、協議会と同額としております。具体的には 6,800 円です。ただし、協議会と同日開催、例えば午前中に部会を行い、午後に協議会を行うというような場合には、部会の報酬は発生しません。簡単ではございますが、説明は以上となります。

皆様から何かご意見、ご質問等ございますか。

「質問等なし」

ないようですので、運賃協議部会の運営規程についてお諮りさせていただきます。

事務局から説明した内容で承認することとしてよろしいでしょうか。

「全員同意」

異議なしということで承認とさせていただきます。

議題(2)鎌ヶ谷市コミュニティバス「ききょう号」運行事業 運賃について

(事務局)

「資料3-2を用いて説明」

資料4以降は鎌ヶ谷市地域公共交通活性化協議会で協議した資料ですので、参考としてください。

本議題はコミュニティバスのききょう号が令和8年度から新たなルート・ダイヤで運行することに伴い、新たに運賃設定を行う必要があるものです。

基本的な内容は現在も運行しているききょう号と変えず、大人 100 円、小児 50 円で運行したいと思っております。

新たな割引として指定難病患者に対するものを追加したいと思っております。こちらは、これまで市へいただいている要望へ応えるものとなります。

また、表の「指定難病患者に対する割引」と「障がいのある方又は指定難病患者の介助者に対する割引」の行の下段についてですが、これまで、小児が指定難病患者である場合や小児が介助者である場合

の割引の取扱いが整理されておりませんでした。これまでこういった事例で把握しているものはなく、今後もあまり発生しない事例かと思いますが、改めて整理し、無料としたいと思います。なお、これらの場合における割引額は市が負担し、バス事業者への負担はありません。これは、現在のききょう号での介助者や免許証返納者への割引額の負担と同じです。

次に、表の障がいのある方に対する割引の下段についてです。バス事業者の方にお伺いしたいのですが、バス事業者が運行する路線バスにおいても、障がいのある方への割引は一般的に行われているかと思いますが、小児が障がいを持っている場合の取扱いはどうなっていますでしょうか。市としては無料にするのがよいのではないかと考えておりますが、割引して無料とするのか、小児料金又は障がいを持っている方への割引料金のどちらかを適用するのか、あまり多くない事例かと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

(委員)

京成バス千葉セントラルです。小児は大人の半額になっており、障がいのある方も半額の割引となっておりますので、障がいのある大人は普通運賃の半額、障がいのある小児は半額の更に半額という形にしております。

(事務局)

普通運賃の4分の1になるという考え方ですね。ありがとうございます。引き続き説明させていただき、その後、委員の方々へ意見をお伺いしたいと思います。

表以降に記載の運賃の適用方法については、これまで説明しました運賃や割引についてどう適用するかを記載しております。大人は12歳以上、小児は6歳以上12歳未満とすることや、割引を適用する障がいのある方とは障害者手帳を持っている方、療育手帳を持っている方、精神障害者保健福祉手帳を持っている方であること等を示しております。また、2つ以上の割引条件に該当する場合でも、割引は重複しません。なお、どの割引を適用しても金額は同じになります。現在のききょう号と同様に各路線間における乗継が可能で、乗車時に申告して乗継券をもらいます。

説明は以上となりますが、ご意見やご質問はございますか。

(委員)

京成バス千葉セントラルです。現在のききょう号では、運賃の種類として大人 100 円、小児 50 円というのが規定されていて、障がい者の割引が運賃の半額というのは決まっていますが、障がいのある小児の取扱いは決まっていないので、運転手の判断が入るのかわかりませんが、その場合には小児分の 50 円をもらっているのではないかという認識でいます。今回の障がいのある小児は無料にするというのは、改めて市として行いたいという認識でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員)

わかりました。また、指定難病患者に対する割引については、以前にもお話されていたと思いますが、運輸局への届出の中に明記する必要があるかと思いますが、指定難病患者に対する割引というのが路線バスでは一般的ではないというか、見たことがないのですが、千葉運輸支局の方としては、こういった割引は大丈夫なのでしょうか。そのあたりは、市に委ねられているということでしょうか。

(委員)

千葉運輸支局です。指定難病患者に対する割引について、他事例がすぐには思いつかないのですが、路線バスでそういった割引があるかについては、バス事業者の方があまり見かけないということであれば、あまり多くないということかと思えます。千葉運輸支局としては、基本的には交通会議や交通活性化協議会、運賃協議会で定められたものに関してはお受けします。

ちなみにですが、京成バス千葉セントラル様の約款にも記載されていないと思えますが、その点はいかがですか。

(委員)

約款に記載されていないところですが、ききょう号として協議を行い、ききょう号として行う分には問題ございません。ただし、一般路線には適用できませんので、あくまでもコミュニティバスのききょう号のみとなります。

(事務局)

お二方のお話をまとめると、今回の運賃部会の中で、指定難病患者に対する割引を設けることで協議が調えば問題ないということですね。

指定難病患者に対する割引についてですが、具体的な自治体名は申し上げられませんが、今回の割引を検討するにあたり事例を調べておまして、多くはありませんが、実施している自治体はあります。

また、委員が仰ったように、小児で障がいがあるとか、介助者である場合の考え方がこれまでなく、そういった事例について、ききょう号を運行していただいているバス事業者の方から報告や相談を受けたこともないのですが、その点が運転手の判断になってしまうとか、同じききょう号なのに路線が違うと対応が分かれてしまうのもよくないと思えますので、ほとんど事例はないかもしれない上で、考え方を統一しておきたいと思えます。

それでは、障がいや指定難病を持っている小児、介助者である小児の運賃を割引で無料とすることについて、委員の方々の意見をお聞きしたいと思えますが、いかがでしょうか。

(委員)

ほぼ事例はないかと思えますが、決めてしまうのがいいかと思えます。細かい話になりますが、無料なのはいいのですが、お乗りになる手伝いなど、運転手の作業が必要になりますが、運賃補助の取扱いはどうなるのでしょうか。また、無料だけど利用者数のカウントはするのかなとか、そこら辺の調整が必要かと思えます。

(事務局)

その点については、市とバス事業者で今後調整させていただきたいと思えます。

(委員)

無料がいいと思えます。障がいを持っている大人や小児、指定難病を持っている大人や小児、これは乗った際に手帳を提示する必要がありますね。もし忘れた場合や、口頭による申告は運転手判断になるのですか。

(事務局)

現在のききょう号では、障がいを持っている方には手帳を提示していただいております。忘れた場合や、ご提示いただけない場合には普通運賃となります。これは今後も同じで提示していただく必要があります。

(委員)

無料でいいと思います。免許返納者の割引でお聞きしたいのですが、これは Suica などの IC カードで支払いできないのでしょうか。

(事務局)

割引で 50 円を支払う場合、現在はシステムの都合上、現金のみとなっております。

(委員)

京成バス千葉セントラルです。京成バスグループでは今年の1月にシステムが変わりまして、お客様の申告が必要ですが、運転手が操作した上でタッチすれば可能かと思われます。

(事務局)

できる可能性があるということですので、その点については、今後バス事業者の方と相談させていただきたいと思います。

皆様ご意見ありがとうございました。その他ご質問等ございますか。

(委員)

障がいのある小児などへの無料というのは、ききょう号のみで行うことを前提にさせていただきたいと思います。ききょう号で行うことで機運が高まるといいますか、一般路線バスでもやってほしいという風になる可能性がありますので、波及しないようにさせていただきたいと思います。これはききょう号として、福祉的な観点でやるものということを強調させていただきたいと思います。以上です。

(事務局)

ご意見賜りました。ほかに皆様から何かご意見、ご質問等ございますか。

ないようですので、事務局から説明した内容で承認することとしてよろしいでしょうか。

《全員同意》

異議なしということで承認とさせていただきます。